

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市地域包括ケア体制整備事業補助金
補助の区分	補助事業（建設的事業補助）
補助の概要	高齢者が医療又は介護が必要になっても安心して住み慣れた地域で住み続けるために介護サービス事業所の整備をすることで、要介護者への包括的な支援を行う地域包括ケア体制の整備を成すため、介護サービス事業所の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	介護サービスを実施する事業者
補助対象経費	事業所整備に必要な工事費等の経費
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p> <p> </p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>佐渡市地域包括ケア体制整備事業補助金要綱に定める補助基礎単価による（実行補助率は実際の申請により決定するため未定）</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p> <p> </p>
補助率等	<p>補助基礎単価による</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p> <p> </p>
数値目標等	<p>A 数値化</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p> <p>介護保険事業計画に基づく整備ではないため、開設にあたっては実施事業者によるため、数値目標の設定はできない。</p>
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	<p>令和6年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p> <p>高齢者推計人口によると、今後10年は介護認定者の数が大きく減らない見込みであり、市内の介護保険事業所は必要であると想定されるため。</p>
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
事業担当 (担当部署) (電話番号)	高齢福祉課 0259-63-3790